

一般社団法人応用生態工学会

役員候補者選考委員会規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第23条第1項に基づく一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の役員の選任に関し、理事会がその候補者の決定を円滑に行うために設置される役員候補者選考委員会の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 本会の役員候補者（理事候補者及び監事候補者をいう。以下同じ）を選考するため、理事会の下に役員候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は、役員候補者の募集に関する案内、自薦又は他薦による役員候補者の受付、調整及び理事会に対する役員候補者の報告等を任務とする。

3 本委員会は、役員の改選が議案となる定時総会（以下「役員改選総会」という。）が開催される日の属する年度（以下「役員改選年度」という。）の前年度の4月30日までに設置し、役員改選総会後に解散する。

(構 成)

第3条 本委員会は、理事会で選出された4名以上6名以内の委員で構成する。

2 委員は正会員とし、理事会において、3名連記の無記名投票を行って決定する。ただし、委員は、学識経験者2名以上3名以内、民間出身者1名以上2名以内、行政経験者1名以上2名以内から構成するものとし、それぞれに該当する上位得票者をもってこれに充てる。

3 本委員会の委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。

(役員候補者の募集等)

第4条 本委員会は、次に定めるところにより、役員候補者を募集する。

① 役員候補者は、自薦・他薦を問わない。

② 役員候補者の募集の受付期間は、役員改選総会の3か月前から4か月前までを基本として、本委員会が決定する。

③ 本委員会は、事務局に指示して、役員候補者の募集要領、受付日程等の事項につき正会員に周知するとともに、事務局が実施するこれらの周知に関する事務、本委員会が決定した役員候補者の正会員への周知に関する事務を調整する。

(役員候補者の選考)

第5条 本委員会は、次に定めるところにより、前条の規定により受け付けた役員候補者を調整するなどして、役員候補者を選考する。

- ① 定款第22条第1項各号に規定する役員の員数の範囲内とする。
- ② 役員候補者のうち理事候補者の属性の割合については、概ね、学識経験者4割、民間出身者3割、行政経験者3割となるように配慮する。
- ③ 前条第2号の期間内に受け付けた理事候補者が20名に満たないとき、若しくは、前号の各割合に満たないとき、又は、本委員会が必要と認めるときは、定款第22条第1項第1号に規定する理事の員数の範囲内で、本委員会が、任意に理事候補者を選考することができる。
- ④ 前条第2号の期間内に受け付けた理事候補者が定款第22条第1項第1号に規定する理事の員数を超えたとき、又は第2号の各割合を超えたときは、ジェンダー、専門分野、地区のバランス等を考慮して理事候補者を選考する。この場合において、ジェンダー又は専門分野が同等の場合は、若年者を優先する。
- ⑤ 前各号に定めるところにより決定した理事候補者のなかから、会長、副会長、又は専務理事にふさわしい者につき意見を述べることができる。
- ⑥ 前条第2号の期間内に受け付けた監事候補者が2名に満たない場合は、定款第22条第1項第2号に規定する監事の員数の範囲内で、本委員会が監事候補者を追加して選考することができる。

(理事会への報告)

第6条 本委員会は、前条の規定による役員候補者の選考の経過及び選考の結果を役員改選年度において開催される理事会に報告する。

2 理事会は、前項の報告を踏まえて、役員改選総会に付議する役員候補者を決定し、役員改選総会に議案として提出する。

(総会への報告)

第7条 本委員会は、必要に応じて、役員改選総会において、第5条の規定による役員候補者の選考の経過及び選考の結果を報告することができる。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年8月20日から施行する（令和6年8月20日理事会決議）。